

第8章 不公正な取引方法への取組

第1 概説

独占禁止法は、第19条において事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止しているほか、事業者及び事業者団体が不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的契約を締結すること、事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること、会社及び会社以外の者が不公正な取引方法により株式を取得し又は所有すること、会社が不公正な取引方法により役員の兼任を強制すること、会社が不公正な取引方法により合併すること等の行為を禁止している（第6条、第8条第5号、第10条第1項、第13条第2項、第14条、第15条第1項、第15条の2第1項第2号及び第16条第1項）。不公正な取引方法として規制される行為の具体的な内容は、公正取引委員会が告示により指定することとされてきたが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号。以下「平成21年独占禁止法改正法」という。）により、これまで不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）により指定されていたもののうち、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用の全部又は一部が法定化され（第2条第9項第1号から第5号）、新たに課徴金納付命令の対象となった（第20条の2から第20条の6）。

不公正な取引方法に対する取組に関しては、前記規定に違反する事件の処理のほか、不公正な取引方法の指定に関する調査、不公正な取引方法に関する説明会の開催等の普及・啓発活動、不公正な取引方法を防止するための指導業務等がある。また、不公正な取引方法に関する事業者からの相談に積極的に応じることにより違反行為の未然防止に努めている。

第2 不当廉売に対する取組

企業が効率化によって達成した低価格で商品を供給するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得しようとすることは、独占禁止法の目的からみて問題がある場合があり、公正な競争秩序に悪影響を与えるときは、不公正な取引方法の一つである不当廉売として規制される。

公正取引委員会は、以前から、不当廉売に対し、厳正かつ積極的に対処することとしている。

1 不当廉売事案への対処

(1) 処理方針

小売業における不当廉売事案については、①申告のあった事案に関しては、処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内として迅速処理（注）することとし、繰り返し注意を受ける事業者に対しては、事案に応じて、責任者を招致した上で直接注意を行うほか、②大規模な事業者による事案又は繰り返し行われている事案であって、

周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについて、周辺の販売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処することとしている。

(注) 申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

(2) 処理の状況

令和元年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売の申告等に対し迅速処理を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして合計235件の事案に関して注意を行った（第1表参照）。

例えば、石油製品及びその他の商品について、供給に要する費用を著しく下回る対価で販売した事業者の責任者に対し、直接注意した事例があった。

第1表 令和元年度における小売業に係る不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

(単位：件)

	酒類	石油製品	家庭用電気製品	その他	合計
注意件数	63	162	2	8	235

2 規制基準の明確化

公正取引委員会は、昭和59年に「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」を公表し、その後、個別の業種（酒類、ガソリン等及び家庭用電気製品）についてその取引実態を踏まえたガイドラインを順次公表することにより、不当廉売規制の考え方を明らかにしてきた。

平成21年独占禁止法改正法により、不当廉売が新たに課徴金納付命令の対象となったこと等に伴い、公正取引委員会は、不当廉売の要件に関する解釈を更に明確化すること等により、法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるため、これらのガイドラインを改定し、平成21年12月18日に公表した。

第3 優越的地位の濫用に対する取組

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為（優越的地位の濫用）は、自己と競争者間及び相手方とその競争者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであり、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

公正取引委員会は、以前から、優越的地位の濫用行為に対し、厳正かつ効果的に対処することとしている。

1 優越的地位の濫用への対処

公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為に係る調査を効率的かつ効果的に行い、必要なら是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し（平成21年11月）、調査を行っているところ、令和元年度においては、1件の警告（第2章第3第6表一連番号1を参照）及び29件の注意を行った。注意の内訳（行為類型）は第2表のとおりであり、購入・利用強制が11件、従業員等の派遣の要請が9件、その他経済上の利益の提供の要請が9件、協賛金等の負担の要請が7件、支払遅延が7件、減額が7件、不当な給付内容の変更及びやり直しの要請が5件、返品が4件、取引の対価の一方的決定が2件となっている（注）。

（注）独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法である下請法において勧告又は指導が行われた違反行為等は、後記第9章第2 **3** 違反行為類型別件数のとおりである。下請法においては、独占禁止法の優越的地位の濫用の規制とは異なり、支払遅延、減額及び買いたたきの3類型が違反類型別の実体規定違反件数の約8割を占めている。ただし、下請法の対象は、親事業者と下請事業者との間の一定の委託取引に限られており（後記第9章第1参照）、そのような限定がない優越的地位の濫用規制とは異なる。

第2表 注意事項の行為類型一覧

（単位：件）

行為類型	取引形態 小売業者 に対する 納入取引	物流取引	宿泊業者 に対する 納入等取引	飲食業者 に対する 納入等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	4	1	5	1	0	11
協賛金等の負担の要請	0	0	7	0	0	7
従業員等の派遣の要請	9	0	0	0	0	9
その他経済上の利益の提供の要請	1	6	2	0	0	9
返品	4	0	0	0	0	4
支払遅延	0	7	0	0	0	7
減額	2	5	0	0	0	7
取引の対価の一方的決定	0	2	0	0	0	2
不当な給付内容の変更及びやり直しの要請	0	5	0	0	0	5
その他	0	0	0	0	0	0
合計	20	26	14	1	0	61

（注）一つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数（29件）と行為類型の内訳の合計数（61件）とは一致しない。

2 中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野に係る実態調査等

公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正に対処しているほか、中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について、実態調査等を実施し、普及・啓発に努めている。

(1) 製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査

公正取引委員会は、近年、事業活動における知的財産保護の重要性が高まっており、

また、有識者から公正取引委員会に対して「優越的な地位にある事業者が取引先の製造業者からノウハウや知的財産権を不当に吸い上げている」といった指摘が複数寄せられていることを踏まえ、製造業者を対象とする実態調査を実施した。

当該調査の結果、ノウハウの開示を強要される、知的財産権の無償譲渡を強要される等のこれまであまり知られてこなかった事例が多数報告された。

調査結果を踏まえ、公正取引委員会は、独占禁止法及び下請法上問題となり得る行為を未然に防止する観点から、本調査結果を令和元年6月に公表するとともに、経済産業省及び特許庁と連携し、製造業関係事業者団体等に対して報告書の周知を行った。また、今後とも、製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等についての情報収集に努めるとともに、違反行為に対して厳正に対処していく（下請法違反行為については、共同して下請法を運用している中小企業庁と連携して厳正に対処していく。）。

(2) 警備業務の取引に関する実態調査

公正取引委員会は、「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」（議長：内閣官房副長官（参））に参画し、その議論も踏まえつつ、中小企業等の取引条件の改善等に向け、下請法等の積極的な運用を進めているところである。

当該会議での議論を踏まえ、警備業務に係る事業者間の取引状況を把握するため、警備業者1,000名を対象とする実態調査を実施した。

当該調査の結果、取引額上位3名との取引において優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為を受けたことがあると回答した警備業者は、回答者全体の11%であった。行為類型別の状況をみると、「不当な給付内容の変更」が最も多く、次いで「不当な経済上の利益の提供要請」が多かった。また、問題となり得る行為をした取引先の業態別の状況をみると、約70%が建設業者であった。

公正取引委員会は、調査結果を踏まえ、違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、建設業者の関係事業者団体に対して、本調査結果を示すとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。

(3) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法（平成16年公正取引委員会告示第1号。以下「物流特殊指定」という。）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

令和元年度においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主3万名及び物流事業者4万名を対象とする書面調査を実施した。当該調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた864名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（令和2年3月）。

当該864名の荷主のうち、業種について回答のあった847名を業種別にみると、製造業が最も多く（420名、49.6%）、卸売業（187名、22.1%）、小売業（48名、5.7%）がこ

れに続いている。また、問題となるおそれがある行為989件を類型別にみると、経済上の利益の提供要請が最も多く（414件，41.9%）、代金の支払遅延（230件，23.3%）、発注内容の変更（158件，16.0%）がこれに続いている。

3 優越的地位の濫用規制に係る講習会

公正取引委員会は、過去に優越的地位の濫用規制に係る違反行為がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習会を実施している。

令和元年度においては、荷主・物流事業者向けに9回の講習会を実施した。

4 優越的地位の濫用規制に係る相談・指導

(1) 優越的地位の濫用規制に係る相談

公正取引委員会は、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、優越的地位の濫用規制に係る相談を受け付けている。

令和元年度においては、1,104件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会の実施

公正取引委員会は、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に職員を派遣し、優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

令和元年度においては、25か所で実施した。

5 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの優越的地位の濫用規制に係る相談に応じるとともに、優越的地位の濫用規制の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に職員を講師として派遣している。

令和元年度においては、事業者団体等へ17回講師を派遣した。

